

令和3年度事業計画書

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の趣旨に基づき生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図るための諸事業を推進する。

令和3年度は次に掲げる事業を実施し、業界の活性化を図りながら生衛業の振興発展に努める。

I 企画・運営に関する事業

- 1 理事会・評議員会を開催し、運営の適正を図る。
- 2 定期監査を受け、運営の適正を図る。

II 補助金事業（生活衛生関係営業指導事業）

1 相談指導事業

（1）生活衛生営業相談室運営事業

生活衛生営業指導センター内に相談受付窓口を設け次の業務を行う。

- ア 関係営業者に対する経営・融資・衛生・労務等の指導
- イ 消費者等の苦情受付

（2）税務相談等事業

県下主要地区2カ所（薩摩川内市、鹿屋市）で管内の組合支部役員及び経営特別相談員を対象に税務全般について理解を深めてもらうため、税理士による税務講習及び相談会を開催する。

（3）地区生活衛生営業相談指導事業

県下主要地区8カ所（県内各保健所で実施する食品衛生責任者講習会等の場を活用）において、相談室を設け、指導センター業務・日本政策金融公庫の融資制度・組合加入のメリットについて説明することで営業者の利便性を図るとともに経営・融資等の相談指導を行う。

（4）相談指導顧問設置事業

生衛業の経営の健全化を図るため、相談指導顧問として委嘱した中小企業診断士による個別の経営診断・経営指導等を実施する。

（5）経営指導員巡回指導事業

経営指導員が県内全域を対象に生衛業者の店舗を訪問し、衛生水準の維持向上や融資等の巡回相談指導及び情報提供を行う。特にクリーニング師研修会開催時は、研修会受講指導のため対象業者訪問に重点をおく。

（6）生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金活用の適正化と経営特別相談員活動の促進指導

（7）相談支援連絡協議会事業

県下主要地区（公庫支店所在地3カ所）で経営特別相談員による指導活動の活性化等を図るため、生活衛生同業組合役職員等と日本政策金融公庫職員との協議会を開催する。（鹿児島市での開催を2回とし、計4回の開催）

2 情報化整備事業

- (1) 生衛業ネットワークシステムの有効活用により、相談指導業務の効率化を図る。
- (2) ホームページを活用し、研修会情報、組合加入案内情報、衛生（食中毒・感染症）情報等を随時提供し、衛生水準の維持向上を図る。

3 後継者育成支援事業

- (1) 後継者育成支援事業企画・評価協議会の開催
委員14名（各組合、教育行政、職安、県）で組織し、事業の実施計画の策定及び実施結果の評価等を行う。
- (2) 職場体験学習（インターンシップ制度）等の実施
店舗・施設での受入、出前授業の実施、特設会場での職場紹介等を通じ、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図る。

4 健康・福祉対策推進事業

- (1) 生衛業における感染症や食中毒の発生を防止するための衛生水準の維持向上を図る衛生講習会の実施
- (2) 地域福祉の増進に貢献するためのゲートキーパー講習会等の実施

III 受託事業

1 鹿児島県からの委託を受け次の事業を行う。

- (1) 日本政策金融公庫生活衛生融資一般貸付推薦書交付事務
- 2 全国指導センターからの委託を受け次の事業を行う。
 - (1) クリーニング師研修会及び業務従事者講習会の開催
 - (2) 経営特別相談員の研修会を開催
 - (3) 経営状況調査の実施
 - (4) 景気動向調査の実施
 - (5) 生産性向上ガイドライン・マニュアル更新事業の実施
 - (6) 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業の実施
 - (7) 生衛業経営支援・ガイドライン実施促進事業の実施

IV 生活衛生同業組合育成に関する事業

- 1 生活衛生同業組合の振興計画の策定及び事業促進等の指導
- 2 機関誌「生衛かごしま」を発行し、啓蒙指導を図る。
- 3 生活衛生関係営業者の生活衛生同業組合への加入促進
- 4 生活衛生功労者の表彰推薦
(厚生労働省関係叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰、県知事表彰等)
- 5 衛生水準の確保・向上事業、生活衛生同業組合活動推進月間に係る各種事業の推進

V 標準営業約款登録に関する事業

生活衛生関係営業者及び消費者に対し、標準営業約款制度の周知に努めるとともに、関係生活衛生同業組合と連携を密にし登録促進を図る。